

システアミン塩酸塩が化粧品基準配合可能成分として追加されました

令和6年3月26日付けで有効成分としてシステアミン塩酸塩を配合する医薬品が法第14条第1項の規定による承認を受けたことにより、システアミン塩酸塩は化粧品基準における医薬品成分に該当することとなりました。

化粧品ではシステアミン塩酸塩は主にカール剤の還元剤として用いられます。医薬品成分は化粧品への配合が禁止されていますが、化粧品基準の一部を改正することにより「頭髪のみで使用され、洗い流すヘアセット料」に関しては引き続き使用できることとなりました。（令和6年7月12日付告示）

日本パーマネントウェーブ液工業組合においても自主基準が制定されていますので、そちらもご参考ください。[060712-1-2.pdf \(perm.or.jp\)](#)

化粧品基準 別表第2第2項より抜粋

成分名	100g中の最大配合量
頭髪のみで使用され、洗い流すヘアセット剤 システアミン塩酸塩	8.63g
頭髪のみで使用され、洗い流すヘアセット剤以外の化粧品 システアミン塩酸塩	配合不可

ボーケンではシステアミン塩酸塩をはじめ、各種還元剤の分析が可能です。
試験をご要望の際は下記までお問い合わせください。



上記試験以外にも各種試験を受託しております。
社内試験の外注をご検討であれば是非お問い合わせください。



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

大阪認証・分析センター
化粧品グループ

TEL 06-6577-0031 FAX 06-6577-0033